

犯罪被害者への理解を深めるための 広報啓発活動の重要性

京都犯罪被害者支援センター理事 阿部 千寿子



私が当センターを知ったのは、大学院生の頃です。当時、法律改正などで話題になっていた「被害者参加制度」を論文のテーマとして選んだことから、勉強のために事務所に話を聞きにいかせていただき、ボランティアの方達や電話相談の話を伺ったことを覚えています。

2011 年から、京都先端科学大学（当時は京都学園大学）で教員をさせていただくことになり、研究テーマとして犯罪被害者を扱うだけでなく、大学生のような若い人たちに犯罪被害者について知ってもらいたいと思うようになりました。そう思うようになったのは、大学時代に被害者の方の講演などに参加したことがなかったという私自身の経験からです。大学院生になって初めて講演を聞かせていただいた時には、被害者の方の悲しみや苦しみを直接お聞きし、衝撃を受けるとともに、なぜ今まで知らなかったのか、いや知ろうとしなかったのか、もっと早く知りたかったと、文献だけではわからない被害者が置かれている状況や支援に関することを直接聞くことの重要性を体感しました。

大学教員になってからは、ぜひ学生にも理解を深めて欲しいと、当センターのフォーラムや公開講座、また京都で開催されている生命のメッセージ展などに、学生と一緒に参加させていただきました。そのようなご縁の中で、前理事長の大谷先生にお声がけいただき、若輩ながら理事として少しお手伝いをさせていただいております。

自身の経験からも強く感じるのは、社会における犯罪被害者への理解を深めるための広報啓発活動の重要性です。残念なことに、犯罪被害者に対する社会の理解は、いまだに十分とは言えないのが現状です。事件後に犯罪被害者の方が非難されたりすることも多いだけでなく、「民事裁判でお金を儲けた」「裁判が終わったのだから事件を忘れるべき」など周囲の何気ない一

言に傷つくことも多い現状がいまだに存在しています。新聞やテレビの報道で、日々犯罪や事故のニュースを見ているのですが、その裏に大切な人の命を奪われた被害者遺族や自分自身が被害にあって傷ついている被害者の方がいることは意識しないと見えてきません。また事件後、自分を責めて仕事や生活ができなくなったり、地域の中で孤立してしまうなど、事件から数年経つと時間の経過とともにまた違う苦しみや悲しみがあることなども、あまり知られていません。

実際に被害者の方の声を聞いた学生からは、「初めて講演を聞いたが、こんな辛い思いをされていることは知らなかった」「人生において大変貴重な機会となった」「命の大切さ、尊さを改めて強く実感することができた」「ニュースの見方が変わり、日々の生活や家族を大切にしたいと感じた」などの感想をもらい、「知ってもらおう」ことが犯罪被害者への理解の第一歩であると感じています。犯罪被害者の方が安心して暮らしていけるよう、ぜひ多くの人たち、特に若い人たちには、当センターの活動を支えていただいている会員やボランティアの皆様のように、犯罪によって苦しむ人たちに思いを傾け、寄り添うことのできる人であって欲しいと思っています。

現在、新型コロナウイルスの影響により、世の中全体が、大きな混乱の中にあります。当センターでも、裁判所での傍聴席が減らされた影響で付き添い業務が困難になっただけでなく、広報啓発活動として講演会やシンポジウムも中止せざるを得ない状況となっています。しかし、犯罪被害者に対する社会の理解を深めるために、今後も状況を見つつ、様々な形を模索しながら、当センターにおいても広報啓発活動に取り組んで参りたいと思いますので、何卒ご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

コロナ禍における KVSC の取り組み

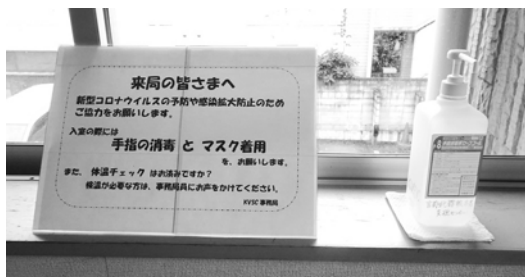
新型コロナウイルス感染症は、私達の生活にもさまざまな影響を及ぼしました。その結果 KVSC の活動も、改めるべき点が多々出てきました。

今回は、令和2年の KVSC の状況報告と、実行した取り組みについてお伝えします。

◆一般的な対策

感染症から守るための工夫

- ・マスクの着用義務
- ・体温チェックのお願い
- ・アルコール消毒液の常備
- ・アクリル板の設置（事務局・面談室）



◆支援

電話相談

京都は、ボランティアの方に公共交通機関を利用して来ていただいているため休んでいただき、4月・5月は、事務局員が対応しました。ほくぶはボランティアの方が車を利用されるので、通常体制としました。

直接的支援（裁判）

日程が決まっていた裁判が延期になったため、裁判の付添や代理傍聴等の直接的支援が4月～6月は

ありませんでした。裁判が再開されたのは、京都では7月上旬からでしたが、傍聴席もコロナ対策で約1/3の座席数となったため、傍聴券確保のため開廷前から並び抽選に参加しました。

◆会議

密を避けるために、集まって会議をすることが不可能となりました。

4月以降の会議の開催は、書面会議や Zoom を使ってオンライン会議としました。

◆研修

月例研修会

本来は毎月行う予定でしたが、4月～6月は、感染症対策のため休止としました。再開したのは7月からです。

月例研修会を午前・午後の2部制にして人数を分け、密にならないようにしました。講師の方が2回講義していただける場合は、午前・午後とリアルタイムで受講、無理な場合、2回目はビデオ録画で受講していただきました。

期別研修会

21期生期別研修は3月～5月まで休止、同じく22期生と北部5期生の期別研修は4月・5月が休止となり、被害者支援者への認定スケジュールに影響しました。

◆行事

3月に予定していた「第20回犯罪被害者支援京都フォーラム」は、新型コロナウイルス感染症のため2月の時点で延期の判断をし、11月の開催で再検討しましたが、収束の目途が立たず、残念ながら今年度は中止となりました。



21期生 被害者支援者になって

令和2年7月、21期生5名の方が新しく「被害者支援者」に認定され、新たな仲間を迎えることができました。今回「被害者支援者になって」というテーマで、ご自身の思いを語っていただきました。

※「被害者支援者」とは当センターで電話相談を担当できる方のことです。

支援に入り4ヶ月経過。電話の音が鳴ると「ドキドキ」上手く内容が聞き取れるか、返事もしどろもどろであり、本当に私にできるのかと自問自答の日々である。耳で聞き取る難しさを実感している。内容によっては複雑な気持ちになるが、頑張ろうと勇気が持てる不思議な感情が湧くことがある。今後は悩みを少しで

も汲み取り「電話してよかった」と思ってもらえるように近づくことである。

ボランティア仲間、職員方とのお話ができることも楽しみである。

(H. A)

私は、前職が警察官であり、被害者の対応に従事していました。これまでの経験を生かして被害者の力になりたいと思い志願しましたが、警察の側からの支援と被害者支援者としての支援は似て非なるところがあります。警察では被害後事件送致まで、被害者の心情に配慮しつつ急いで手続きを行う必要がありました。

しかし、センターでは被害者の将来に向けての支援であり長期で先が見えない点で異なります。

被害の内容は人それぞれであり、心情も様々です。早く被害者が日常に戻れるよう力になりたいと思います。

(H. O)

この度、研修を終え被害者支援者となりました。研修期間中に何度か、被害者家族の方のお話を直接聞いた時には、私には無理かもしれないと感じたこともありました。

研修を終え専門的なことも少し学んだ今、私にできることを少しずつ増やしていけたらと思っています。

被害者や被害者家族の方の心に寄り添うことができ、「今日思い切って電話してよかったな」と思ってもらえるように、そして「京都犯罪被害者支援センター」というところがあるということを知ってもらえるよう、頑張っていきたいと思っています。

(I. O)

21期生として、被害者支援者の委嘱を受け電話相談等に入っています。電話の取り方から始まって、まったく手探りで対応しています。社会人としての経験が、少しでも何かの役に立てればと思い当センターの活動に参加しましたが、どれほど役に立てるのか先行き不明です。電話の向こうの相談者は未知の方々ば

かり、その方たちとどう接しどう役立てるのか考えてしまいます。

しかし、今は、社会人として多くの人たちと接し、経験してきた自分を信じて、真摯に誠実に我慢強く対応していくほかないと考えています。

(G. T)

令和2年7月に21期として被害者支援者に認定され8月から電話相談業務担当をしています。まだ、先輩諸氏の横で実際にどのような対応をしておられるかを見、どの様な対話をしておられるかを参考にし、ドキドキしながら独り立ちできるのを願っています。電話を受け初めは心配そうな声で「こんなこと相談して

も」と話しておられ方が最後に「お話を聞いてもらえ気分が少し楽になりました」この一言で電話相談を担当して良かったと心の中で思い、次への希望を湧き立たせることとなりました。電話相談ただ実践あるのみです。

(S. H)



本の
紹介

「死刑賛成弁護士」

(犯罪被害者支援弁護士フォーラム著 文春新書)



著者は犯罪被害者の支援を目的として集まった弁護士の有志団体です。

一般に弁護士は「死刑制度」に反対していると考えられており、日本弁護士連合会も死刑制度廃止運動を行っています。一方、最近の内閣府の世論調査の結果では死刑制度賛成が80.8%に対して反対派は9.0%です。犯罪被害者の代理人として死刑制度に賛成する弁護士も少数おられます。本書では被害者遺族の悲嘆と刑事裁判の理不

尽さを知悉する弁護士らが死刑反対論を厳しく批判しています。刑事事件に携わる弁護士は加害者(被告人)の権利擁護を基本としており、これまで被害者の支援は二の次とされてきました。しかし、被害者遺族等の努力により2004年犯罪被害者等基本法が制定され、被害者の権利が認められました。この本では殺人事件における刑事裁判の実態について問題点を指摘しています。殺人事件において死刑の判決が非常にまれであること、また判決において死刑とするかどうかは殺害された被害者の数が重要な要素であり、被害者が1人の場合の死刑判決が非常に少ないとの実態は被害者の命の大切さからみて納得できるものではありません。更には、死刑と無期懲役との関係、冤罪の可能性との関係、再犯防止の考え方、裁判員裁判の判決の問題点等について触れています。最後に犯罪被害者の遺族が手紙で「遺族の唯一の望みである死刑判決を取り上げることのないような日本であることを切に望みます」等と訴えています。私たちが被害者支援という立場から死刑制度、刑事裁判のあり方等を考えることが必要だということを再認識しました。

(N.Y)

手記集「ともしび」第7集を発刊しました

今年は、コロナウイルス感染症拡大により、当センターも広報啓発活動等の変更を余儀なくされましたが、「ともしび」を無事、発刊することができました。今回の表紙は、当センターのボランティアによって描かれた絵「カモガワを歩く」です。京都を感じていただけたらと思います。

手記集は、遺族がご自身の思い、亡くなった家族への思いを書いています。犯罪被害にあうという突然の大きなショックは、日常生活を一変させてしまいます。苦しみで心も体も動けなくなってしまう、様々な感情をもたれます。そのような遺族の声を聞いていただき、被害者のおかれた状況や思いを、ご理解くださることを願っております。





犯罪被害者週間 にちなんだ

11/25
~
12/1

犯罪被害者週間とは...

平成 17 年 12 月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、毎年、犯罪被害者等基本法の設立日である 12 月 1 日以前の 1 週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）が犯罪被害者週間と定められました。

犯罪被害者週間は、期間中の集中的な啓発事業

等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

令和 2 年度はコロナ禍の中、次のような活動を行いました。



生命のメッセージ展

11 月 22 日（日）京都テルサ（京都勤労者総合福祉センター）の西館入り口からホールまでのロビーにて、生命のメッセージ展を行いました。例年、京都府・京都市・京都府警察本部、京都府犯罪被害者支

援連絡協議会・特定非営利活動法人生命のミュージアムと当センターが共催し、府民の方々に会場まで足を運んでいただき多くのメッセージを見ていただいています。しかし今年はコロナ感染防止の観点から“三密”を避けるため、たくさんのメッセージの展示をせずに、近畿にゆかりのあるメッセージ 12 命が、ソーシャルディスタンスを取りつつ並べられました。

この日は、テルサホールで京都府のヒューマンフェスタ 2020 が催され、こちらも人数制限をした上で規模を縮小しての開催でした。人権ボスターの表彰式にいられた方や講演会の聴講者の方々などが、会場への出入りの時間にゆっくり見ていただけた感じがしました。

ヒューマンフェスタ終了後、同じ会場で生命のメッセージ展のもう一つの取り組みが行われました。亀岡交通事件のご遺族 小谷真樹さんと京都府犯罪被害者支援コーディネーター内藤みちよさんによるトークセッションです。無観客で収録され、その模様は、京都人権ナビ内特設サイトで見るができます。

生命のメッセージ展には毎年、来ていると言われる方はもとより、初めてメッセージと出会う機会になった方々が、熱心に一人ひとりのメッセージに向き合ってくださっていることが嬉しかったです。

犯罪被害者週間啓発パネル展



●令和 2 年 11 月 16 日（月）～ 11 月 20 日（金）北区役所 2 階区民交流スペース

●令和 2 年 11 月 24 日（火）～ 11 月 27 日（金）セスト御池（市役所前地下街）寺町広場 セスト御池ではホンデリング回収箱も設置し、本のご寄付をいただきました。

各区役所・支所におけるパネル展示

●令和 2 年 11 月 25 日（水）～ 12 月 1 日（火）



イオンモール京都での啓発活動

11 月 27 日（金）イオンモール KYOTO Sakura 館 2 階吹きぬけ横で、「いのちの大切さ」や「犯罪被害者」について考えていただき、被害者を支えるためにできること「ホンデリング」をより多くの方に知っていただくこと、京都府、京都府警察、当センターが広報活動を行いました。

会場では、犯罪被害者週間とホンデリング啓発の映像を使い、イオンモール KYOTO のデジタルサイネージにイベント広報がされ、ホンデリングのチラシ、マスクなどのグッズ配布では、コロナウイルス感染症拡大に伴い、お客様ご自身に取っていただき、直接手渡しをすることを避けました。しかし、大学生やご高齢の方で多くの方に足を止めご協力いただけたことに感謝しています。これからも被害者を支えることの重要性が伝わることを願っています。

ポスターを作成



今年度は、京都市と犯罪被害者週間のポスターを作成し、京都市内の広報板等各地で掲示しました。



ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～

不要になった本はありませんか？

読み終えた本、不要になった CD・DVD・ゲームを
ご寄贈ください

いただいた本などの買取り相当額が犯罪被害者支援活動の費用となります。
2011 年から始まったこの活動は、あなたの本等のできる支援です。引続き
ご協力のほどよろしくお願いいたします。



不要になった本・CD・DVD を段ボール箱や丈夫な紙袋に本などと一緒にに入れてください。

対象のものが5点以上あれば、1回3箱まで 宅配業者が無料でご指定の場所へ引取りに伺います

インターネットから、お申し込みフォーム
『チャリボン』にて申込みをします。

京都 ホンデリング 検索

QR コードはこちら→



※ ISBN・規格品番のないもの、2010 年以前に出版された本は取り扱えませんので、ご注意ください。

※チャリボンを運営するバリューブックスのサービスサイト「おためし査定」でチャリボンの査定額が表示されるようになりました。

※京都府内に「ホンデリング回収箱」を設置しています。設置場所は、当センターにお問合せください。

被害者支援自動販売機の設置にご協力ください

京都犯罪被害者支援センター被害者支援自動販売機は、「募金箱」との考えのもと、広く一般市民の募金を呼びかける自動販売機です。この販売機で清涼飲料水を購入すると、売上げの一部が、京都犯罪被害者支援センターへの寄付となり、当センターの活動を支える資金となります。



売上金の一部

～京都犯罪被害者支援センターの活動を支える資金～

- 犯罪被害者等への支援
- 広報啓発活動
- 相談員の養成及び研修
- 調査研修活動
- 自助組織への支援

センターの活動は、犯罪や事故などの被害に遭った方々やその家族、ご遺族に必要な支援を行い、被害に遭われた方々の精神的な苦しみや悩みなどの苦痛を和らげ、その回復の手助けを行うことを目的としています。

支援自動販売機は、広告塔、すなわち広報啓発の一環としてつながっていることです。多くの人々が集まる市街地や広場等に支援自動販売機を設置する事で一人でも多くの方が私達の活動を知り、理解していただきたいという願いがあります。

また、設置について新たな負担や面倒なことは一切ありません。センターあてに「協力します」という電話をいただければ、手続き等、すべてセンターが行います。



温かいご支援ありがとうございます

<令和2年6月1日～10月31日>

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。
(順不同・敬称略)

会費納入者

【正会員】

46名

【個人賛助会員】

41名

【団体賛助会員】

10団体

【法人賛助会員】

8団体

寄付者

【個人】

14名

【自動販売機】

大森神社奉賛会
株式会社霞月
北都開発株式会社
若林設備工業株式会社

株式会社岡野組
大和ハウス工業株式会社
吉忠株式会社

奥村組
樋口鉱泉株式会社
吉村建設工業株式会社

◆会員になってください◆

一緒にセンターを支えてくださる会員を募っています。

正会員	年会費 5,000 円	
賛助会員	個人会員年会費	1口 3,000 円
	団体会員年会費	1口 3,000 円
	法人会員年会費	1口 30,000 円

◆ご寄付をお願いします◆

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

次のいずれかの口座にお振込ください。(振込手数料のご負担をお願いします)

振込口座：京都銀行 府庁前支店(普通) 3939038
口座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
理事長 山下俊幸(ヤマシタトシユキ)

郵便振替口座番号：00980-0-128119 加入者名：
公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。ご不明な点は事務局までお問合せください。



センター活動報告

(令和2年6月1日～令和2年10月31日)

【研 修】

- 21 期生期別研修会(6/10、7/10、8/5) 北部5期生期別研修会(6/18、7/20、8/20、9/17、10/29)
- 22 期生期別研修会(6/23、7/17、8/18、9/16、10/13) 月例研修会(7/4、8/1、9/5、10/24)

【講師派遣】 京都新聞社(7/28)

- 京都拘置所(8/7、10/26)
- 京都刑務所(8/21、10/23)
- 京都家庭裁判所(8/25、10/7) ノートルダム女子大学(9/15)

【会 議】

- 理事会(6/13、9/25) 運営委員会(7/15、8/25、9/15、10/21)
- 京都府犯罪被害者サポートチームコーディネーター会議(7/21) 宇治市防犯推進計画改定委員会(7/30、8/28、10/20)
- 部活動(8/1、9/5、10/24) 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議 実務者会議 相談部会・啓発部会(9/3)
- 京都市生活安全施策審議会(9/4) 京都府犯罪被害者等支援施策市町村担当者研修(9/7、9/17、10/7、10/12、10/28)
- 全国被害者支援ネットワーク近畿ブロック事務局長会議(10/19)

【その他】 定時社員総会

- (6/13) 日本財団説明会
- (9/14)

ほ

ぶ



相談室だより

く

皆さまこんにちは。今年も慌ただしく過ぎようとしていますが、未だ「新型コロナウイルス」の感染が止まりません。これから、インフルエンザ・風邪などが流行する時期と重なります。皆さまご自愛なさってお過ごしください。さて、ほくぶ相談室だより投稿に何を書けばよいのか迷いましたが、私の或る日の動きを書きます。太陽の光を体いっぱい浴び、目覚めは頗るご機嫌6時30分起床、玄関の草花・垣根の水やり特に今年は、藤の花がたくさん咲き、近所の方が遠くに行かなくても花見見物が出来るとお褒めの言葉をいただきました。昨年までは咲きませんでしたから、一番びつくりしたのは実は私でした。妻曰く、酷暑の弊害が水道代に跳ね返っていますと小声で話しました。30分出しっぱなしでしたから…

そして、児童の待つ集合場所に行きます。私が朝一番に元気をもらうのがこの集合場所です。毎朝欠かさず13年間も続けてきました。自分にご褒美をあげたいです。

勿論元気をもらうのと私自身の健康のために歩きながら、児童とこの十字路は危ないから気をつけようとか、今日は避難訓練があるみたいだからしっかりと体で覚えようとか、何でもないようなことを話し合いながら正門までの見守り、小学校・中学校の支援協議会会員として、挨拶運動を行っています。木曜日は、中学校まで足を延ばします。そして最後の児童・生徒の登校を確認してから帰途につきます。途中、由緒ある神社に立ち寄り祈願して帰ります。1時間30分の健康を兼ねた挨拶運動、一石二鳥とはまさにこのことです。

後は、自分の趣味と他の団体からの書類作成等に毎日追われています。

(Y・T)

編集後

振り返れば、新型コロナウイルス感染症に振り回された1年でした。日常はなかなか取り戻すことができませんが、少しずつコロナとの付き合い方も考えて生活する術を身につける必要があるかもしれません。

当センター事務局も11月より新たな仲間を迎えました。パワーアップしてより良い支援へのお手伝いができるよう、事務局一同力を合わせていきたいと思っております。

ホームページもご覧ください

<http://kvsc.kyoto.jp/>

発行者 公益社団法人

京都犯罪被害者支援センター

理事長 山下俊幸

事務局 TEL & FAX 075-415-3008

E-mail kvsc830@kvsc.kyoto.jp

印刷 株式会社ティ・プラス

お願い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。